⑸　異工種ＪＶの代表者、異工種ＪＶの代表者以外の構成員、単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、プレストレスト・コンクリート工事と鋼橋上部工事に配置する技術者は同一でなくてよい。ただし、いずれの技術者も上記に掲げる基準を満たすこと。

異工種ＪＶにあっては、いずれの構成員の配置予定技術者も上記に掲げる基準を満たすこと。

②㋐　異工種ＪＶのプレストレスト・コンクリート工事の構成員（代表者）は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、②、③、④に掲げる工事（同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　異工種ＪＶの鋼橋上部工事の構成員は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、⑥、⑦、⑧に掲げる工事（同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。代表者以外の異工種ＪＶのプレストレスト・コンクリート工事の構成員過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、⑤に掲げる工事（同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　単体有資格業者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、②、③、④、⑥、⑦、⑧に掲げる工事（①、②、③、④および①、⑥、⑦、⑧は同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋓　経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が上記⑷の①、②、③、④、⑥、⑦、⑧に掲げる工事（①、②、③、④および①、⑥、⑦、⑧は同一工事）の経験を有する者であること。

㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑽　総合評価方式に係る技術提案　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）に関する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合には、認めない。

①　技術提案

②　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　ＶＥ提案の審査　ＶＥ提案の審査の考査項目は、入札説明書による。

⑶　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸　総合評価の方法

①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

②　加算点　技術提案の内容に応じて得点を与え、加算点を与える。なお、加算点の最高点は60点とする。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①から③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑹　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

⑺　落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、ＶＥ提案の場合は価格及びＶＥ提案による施工計画をもって入札した者で、次に掲げる①から③の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

③　提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

⑻　本工事は技術資料等のヒアリングを行う対象工事である。なお、配置予定技術者のヒアリングにおいて、申請した主任技術者又は監理技術者がヒアリングに出席できない場合は、競争参加資格を認めない。

⑼　評価内容の担保　技術資料等に提示された技術提案を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置を行う。

⑽　その他の詳細については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係　電話098―866―0031（代表）（内線2526、2527）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成27年９月３日から平成27年12月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。

②　場所及び方法：入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成27年９月４日から平成27年10月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。